

建築工事における事故発生時の報告手順等 について

1 建築基準法における工事現場の危害防止

(工事現場の危害の防止)

建築基準法 第90条

建築物の建築、修繕、模様替又は除却のための工事の施工者は、当該工事の施工に伴う地盤の崩落、建築物又は工事用の工作物の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

※建築確認を伴わない工事であっても対象となる。

2 前項の措置の技術的基準は、政令で定める。

3 略

建築基準法施行令

第7章の8 工事現場の危害の防止

第136条の2の20(仮囲い)

第136条の3(根切り工事、山留め工事等を行う場合の
危害の防止)

第136条の4(基礎工事用機械等の転倒による危害の
防止)

第136条の5(落下物に対する防護)

第136条の6(建て方)

第136条の7(工事用材料の集積)

第136条の8(火災の防止)

建築基準法施行令

第七章の八 工事現場の危害の防止

- (仮囲い)
- **建築基準法施行令第136条の2の20 (抄)**

木造の建築物で高さが13メートル若しくは軒の高さが9メートルを超えるもの又は木造以外の建築物で2以上の階数を有するものについて、建築、修繕、模様替又は除却のための工事(以下この章において「建築工事等」という。)を行う場合においては、工事期間中工事現場の周囲にその地盤面(その地盤面が工事現場の周辺の地盤面より低い場合においては、工事現場の周辺の地盤面)からの高さが**1.8メートル以上**の板塀その他これに類する仮囲いを設けなければならない。

- (根切り工事、山留め工事等を行う場合の危害の防止)
- **建築基準法施行令第136条の3 (抄)**

- ①根切り工事、山留め工事、ウエル工事、ケーソン工事その他基礎工事を行なう場合においては、あらかじめ、地下に埋設されたガスパイプ、ケーブル、水道管及び下水道管の損壊による危害の発生を防止するための措置を講じなければならない。
- ②地階の根切り工事は、地盤調査による地層及び地下水の状況に応じて作成した施工図に基づいて行なわなければならない。
- ③建築物、工作物に近接して根切り工事等土地の掘削を行なう場合においては、当該工作物の基礎又は地盤を補強して構造耐力の低下を防止し、急激な排水を避ける等その傾斜又は倒壊による危害の発生を防止するための措置を講じなければならない。
- ④深さ1.5メートル以上の根切り工事を行なう場合においては、地盤が崩壊するおそれがないとき、及び周辺の状態により危害防止上支障がないときを除き、山留めを設けなければならない。この場合において、山留めの根入れは、周辺の地盤の安定を保持するために相当な深さとしなければならない。

- (根切り工事、山留め工事等を行う場合の危害の防止)

- **建築基準法施行令第136条の3 (抄)**

⑤山留めの切ばり、矢板、腹起しその他の主要な部分は、土圧に対して、次に定める方法による構造計算によった場合に安全であることが確かめられる最低の耐力以上の耐力を有する構造としなければならない。

1) 次に掲げる方法によつて土圧を計算すること。

- 土質及び工法に応じた数値によること。ただし、深さ3メートル以内の根切り工事を行う場合においては、土を水と仮定した場合の圧力の50パーセントを下らない範囲でこれと異なる数値によることができる。
- 建築物、工作物に近接している部分については、上記の数値に当該工作物の荷重による影響に相当する数値を加えた数値によること。

2) 以上により計算した土圧によつて山留めの主要な部分の断面に生ずる応力度を計算すること。

3) 応力度は、次に定める許容応力度を超えないことを確かめること。

- 木材の場合にあつては、政令で定める長期と短期許容応力度との平均値。ただし、腹起しに用いる木材の許容応力度については、国土交通大臣が定める許容応力度によることができる。
- 鋼材又はコンクリートの場合にあつては、政令で定める短期許容応力度。

- (根切り工事、山留め工事等を行う場合の危害の防止)
- **建築基準法施行令第136条の3(抄)**

⑥根切り及び山留めについては、その工事の施行中必要に応じて点検を行ない、山留めを補強し、排水を適当に行なう等これを安全な状態に維持するための措置を講ずるとともに、矢板等の抜取りに際しては、周辺の地盤の沈下による危害を防止するための措置を講じなければならない。

- (基礎工事用機械等の転倒による危害の防止)
- **建築基準法施行令第136条の4(抄)**

下記に掲げる基礎工事用機械又は移動式クレーン(吊り上げ荷重が0.5トン以上のものに限る。)を使用する場合には、敷板、敷角等の使用等によりその転倒による工事現場の周辺への危害を防止するための措置を講じなければならない

- ・くい打機
- ・くい抜機
- ・アース・ドリル
- ・リバース・サーキュレーション・ドリル
- ・せん孔機(チュービングマシンを有するものに限る。)
- ・アース・オーガー
- ・ペーパー・ドレーン・マシン
- ・その他国土交通大臣が定める基礎工事用機械

- (落下物に対する防護)
- **建築基準法施行令第136条の5 (抄)**
 - ① 工事現場の境界線からの水平距離が5メートル以内で、かつ、地盤面からの高さが3メートル以上の場所からくず、ごみその他飛散するおそれのある物を投下する場合には、ダストシユートを用いる等当該くず、ごみ等が工事現場の周辺に飛散することを防止するための措置を講じなければならない。
 - ② 工事をする部分が工事現場の境界線から水平距離が5メートル以内で、かつ、地盤面から高さが7メートル以上にあるとき、その他はつり、除却、外壁の修繕等に伴う落下物によつて工事現場の周辺に危害を生ずるおそれがあるときは、国土交通大臣の定める基準に従つて、工事現場の周囲その他危害防止上必要な部分を鉄網又は帆布でおおう等落下物による危害を防止するための措置を講じなければならない。

- (建て方)

- **建築基準法施行令第136条の6(抄)**

①建築物の建て方を行なうに当たっては、仮筋かいを取り付ける等荷重又は外力による倒壊を防止するための措置を講じなければならない。

②鉄骨造の建築物の建て方の仮締は、荷重及び外力に対して安全なものとしなければならない。

- (工事用材料の集積)

- **建築基準法施行令第136条の7 (抄)**

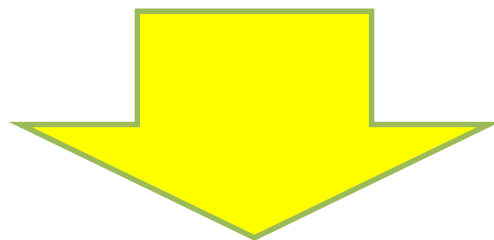
- ①建築工事等における工事用材料の集積は、その倒壊、崩落等による危害の少ない場所に安全にしなければならない。
- ②山留めの周辺又は架構の上に工事用材料を集積する場合においては、当該山留め又は架構に予定した荷重以上の荷重を与えないようにしなければならない。

- (火災の防止)

- **建築基準法施行令第136条の8 (抄)**

火気を使用する場合においては、その場所に不燃材料の囲いを設ける等防火上必要な措置を講じなければならない。

建築基準法 第90条(工事現場の危害の防止) に違反した場合の罰則規定



100万円以下の罰金となる場合がある。
注意！！(建築基準法第101条第1項第18号)

2 建築物等に係る事故の報告制度

- 建築物等に係る事故が発生した場合は、行政は至急、事故の情報を把握し、建築物を所有する管理者等に対して応急処置や今後の事故防止策等を適切に指導する必要がある、このための報告制度を設けている。
- 東京都建築基準法施行細則
第14条の3(事故に係る報告)

詳細は東京都都市整備局のホームページ

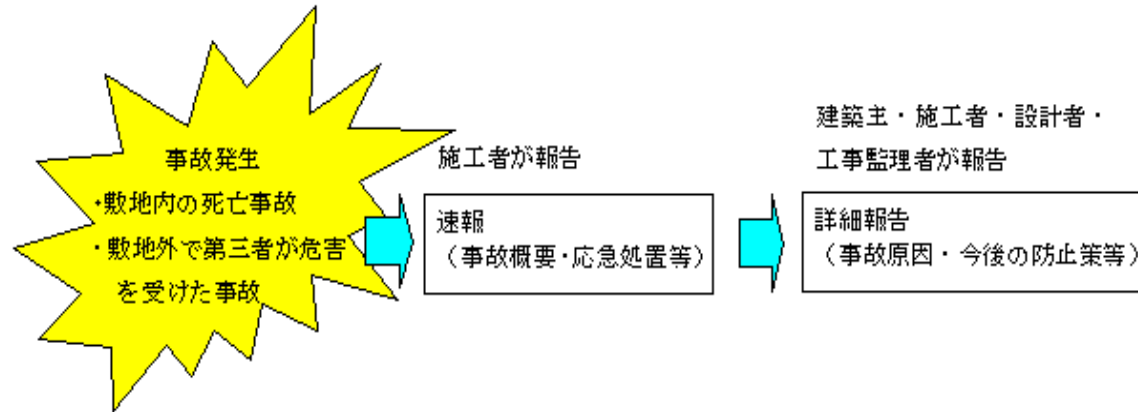
https://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/bousai/kn_t09.htm

① 制度の概要

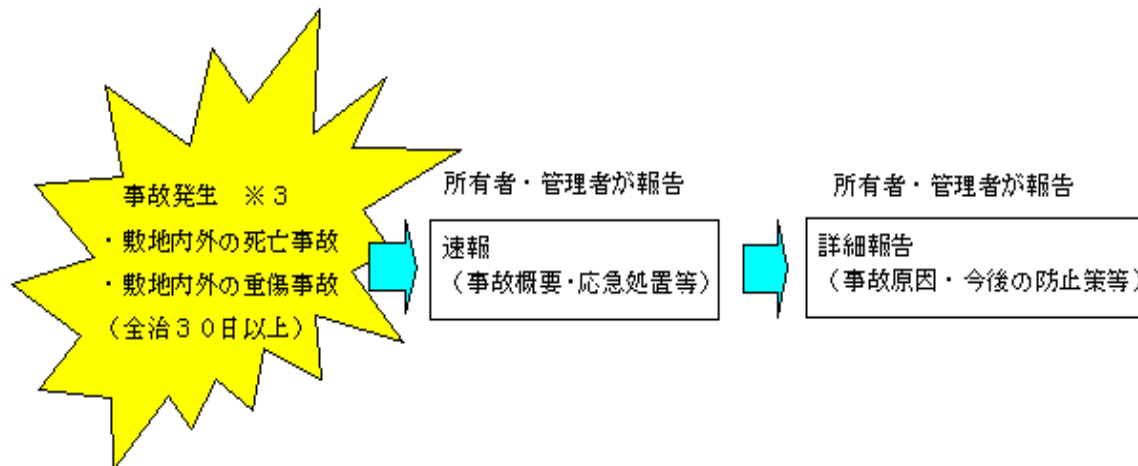
- 建築物等に起因した事故が発生した場合は、建築物の管理者等（工事中の事故の場合は施工者）は、直ちに、事故情報の速報を報告する。
- その後、建築物の管理者等（工事中の事故の場合は建築主等）は、事故の詳細について報告する。

② 事故報告制度（都の場合）

工事中の事故の場合（仮囲いが必要な建築物の工事（※1）・工作物の工事）



既存建築物等の事故の場合（特殊建築物等（※2）・工作物）



※1(仮囲いが必要な工事とは)木造の建築物で高さが13m又は軒の高さが9mを超えるものその他の構造の建築物で2階以上のものに係る建築、修繕、模様替又は除去の工事をいう。

※2(特殊建築物等とは)劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等、学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗、倉庫、自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ、テレビスタジオ(以上の用途で延べ面積が100を超えるもの)、事務所(5階以上かつ延べ面積が1,000を超えるもの)をいう。

※3(報告が必要な事故例)○外壁タイルや屋根など建築物の一部が落下した
○自動回転ドアや自動ドアに挟まれた○防火シャッターに挟まれた○ガス中毒になった○看板や広告塔が落下した○エレベーターが落下した○エスカレーターと上階壁部との三角部分に挟まれた○コースターなどの遊戯施設から落下した○その他建築物等に起因したと思われる事故(明らかに人為的な理由であるものは除く。)

③ 報告様式(速報)

第21号様式の5(第14条の3関係)

事故報告書(速報)

建築基準法第12条第5項の規定に基づき、下記のとおり事故が発生しましたので報告します。
なお、本情報は速報であり、調査等の状況によっては内容が変わりうることをあらかじめ申し添えます。

年 月 日(第 報)

東京都多摩建築指導事務所長 殿

報告者 会社名
氏名
電話 ()

記

1 建築物等の概要

- (1) 所在地 ()
(2) 住居表示 ()
(3) 建築物等の名称 ()
(4) 事故が発生した場所の主な用途
映画館・劇場等 病院・診療所等 ホテル・旅館 下宿・共同住宅 学校・体育館等
百貨店・店舗等 キャバレー・ナイトクラブ等 駐車場等 事務所 外壁・塀等
遊戯施設 その他 ()

2 事故の概要

- (1) 発生年月日 年 月 日
(2) 発生場所
エレベーター エスカレーター 自動扉 防火シャッター 窓 手すり
その他建築物の内部 外壁 看板・屋外設備 その他建築物の外部 ジェットコースター
ウォータースライダー その他の遊戯施設 () その他 ()
(3) 事故の状況
被害者が落下した 落下物にあたった 建築物等に挟まれた 建築物等に衝突した
その他 ()

3 被害者の概要

- (1) 被害者の数 () 名
(2) 被害程度(初診時) 軽症 () 名、中等症 () 名、重症 () 名、死亡 () 名
(3) 性別 男 () 名 女 () 名
(4) 年齢層 就学前 () 名 児童・生徒 () 名 高齢者(おおむね65歳以上) () 名
その他 () 名

4 事故の応急措置及び防止策

5 特記事項

(注意) 必要な事項を記入してください。

速やかに報告願います。

報告者は工事施工者です。

事故の状況、被害者の概要、事故の応急措置等、分かる範囲で記載してください。

速報版なので、情報の正確さより、情報の迅速な伝達を主眼に記載してください。

④ 報告様式(詳細)

第21号様式の6(第14条の3関係)

事故報告書(詳細)

建築基準法第12条第5項の規定に基づき、下記の事故についての詳細を報告します。

年 月 日

東京都多摩建築指導事務所長 殿

所有者・管理者
占有者・建築主 住所 電話 ()
会社名
氏名 ㊦

代表となる設計者 住所 電話 ()
会社名 ()級建築士()登録第()号
氏名 ()級建築士()登録第()号

代表となる工事監理者 住所 電話 ()
会社名 ()級建築士事務所()登録第()号
氏名 ㊦ ()級建築士()登録第()号

工事施工者 住所 電話 ()
会社名 建設業の許可 大臣・知事 第()号
氏名 ㊦
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
記

1 建築物等の概要

(1) 所在地()

(2) 住居表示()

(3) 建築物等の名称()

(4) 事故が発生した場所の主な用途()

(5) 確認済証 交付番号 年 月 日 第 号
交付者 ()

(6) 検査済証 交付番号 年 月 日 第 号
交付者 ()

(7) 定期報告 (建築物) 年 月 日報告
(建築設備) 年 月 日報告
(昇降機等) 年 月 日報告

2 事故の概要

(1) 発生年月日 年 月 日

(2) 発生場所()

(3) 事故の状況()

3 被害者の概要

(1) 被害者の数()名

(2) 被害程度 軽症()名、中等症()名、重症()名、死亡()名

(3) 性別 男()名 女()名

(4) 年齢層 就学前()名 児童・生徒()名 高齢者(65歳以上)()名 その他()名

4 事故の原因

5 事故の応急措置及び防止策

(注意)必要な事項を記入してください。

建築主等、設計者、工事監理者、工事施工者の連名で報告書作成して提出してください。

事故の詳細が明らかになった時点で提出する書類なので、建築物と事故の概要をできるだけ正確に記載してください。

再発防止策は重要です。できるだけわかりやすい表現で書いてください。その他必要な資料等を添付してください。

報告先

事故の発生した区域	報告先
昭島市、国立市、狛江市、東大和市、 武蔵村山市、多摩市、稲城市	多摩建築指導事務所建築指導第一課 電話 042-548-2044 FAX 042-525-8369
小金井市、小平市、東村山市、清瀬市、 東久留米市	多摩建築指導事務所建築指導第二課 電話 042-464-2154 FAX 042-461-3115
青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、 瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村	多摩建築指導事務所建築指導第三課 電話 0428-23-3423 FAX 0428-22-9497

※上記に該当しない区域は、それぞれの区域の特定行政庁(市役所)にお問い合わせください。

施工者等のみなさまへ

現場で共有されている緊急連絡体制表等には、
所管の特定行政庁の記載をお願いします。

事故発生の際は、関係機関への通報とともに
所管の特定行政庁にもご一報ください。

ご協力よろしく申し上げます。